

(様式第2号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	令和8年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）
委託業務場所	滋賀県内の各医療機関
概要	40歳以上の国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導を実施する。また後期高齢者医療制度被保険者に対し健康診査を実施する。
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	○国民健康保険被保険者 基本項目 1件につき 9,891円 追加健診 1件につき 640円 詳細項目 貧血検査 1件につき 231円 心電図検査 1件につき 1,430円 眼底検査 1件につき 4,032円 特定保健指導（動機付け） 1件につき 11,000円 特定保健指導（積極的） 1件につき 36,667円 治療中患者情報の提供 1件につき 3,620円 ○後期高齢者医療制度被保険者 基本項目（空腹時血糖） 1件につき 9,051円 基本項目（HbA1c） 1件につき 10,965円 追加健診 1件につき 66円 詳細項目（空腹時血糖） 1件につき 1,606円 詳細項目（HbA1c） 1件につき 231円
契約の相手方	〔所在地〕 栗東市糺一丁目10番7号 〔名称〕 一般社団法人滋賀県医師会
契約相手方の選定理由	市民の利便性や受診機会の確保等を考慮し、滋賀県内の医療機関で受診できるよう県内19市町が滋賀県医師会と集合契約を締結するため。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

(様式第 2 号)

- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。